

---

学校における働き方改革の

# 取り組み手引

【二訂版】

---

令和2年1月

教員の働き方改革プロジェクトチーム  
(山形県教育委員会)



## 二訂版策定にあたって

県教育委員会では、平成 29 年 4 月、教員の業務削減・見直しに向けた課題の検討を行う「教員の働き方改革プロジェクトチーム」を教育庁内に設置し、各課横断的な議論を進めてきました。平成 30 年 4 月には、『学校における働き方改革の取組み手引』を策定して周知を図るとともに、各学校や市町村教育委員会に配付し、業務削減等につながる効果的な取組み事例の共有と活用を図ってきました。また、平成 31 年 1 月には、各学校から報告いただいた好事例等を追加した『手引【改訂版】』を策定し、各学校における更なる取組みを推進してきました。

一方、文部科学省は、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成 31 年 1 月 25 日）」（以下、「ガイドライン」）の策定、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成 31 年 3 月 18 日）」の通知により、各教育委員会及び各学校における業務削減や勤務環境の整備等、学校や地域、教職員や児童生徒の実情に応じた取組みの徹底を求めています。

また、国は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和元年 12 月）」を公布し、併せて「ガイドライン」を「指針」に格上げして、公立の義務教育諸学校等の教育職員の在校等時間に関する超過勤務時間の上限を義務付けるとともに、一年単位の変形労働時間制を各地方公共団体の判断により条例で選択的に活用できるよう改正しています。

これらを踏まえ、県教育委員会においては、令和元年 12 月に「山形県公立学校における働き方改革プラン（第 I 期）～公立学校教員の勤務時間の上限に関する方針等～」を策定するとともに、その取組みが実効性あるものとなるよう、今回、新たな好事例を加えた『手引【二訂版】』を策定しました。今後も学校における働き方改革に向けて実効性ある手立てを講じていきます。

『手引【二訂版】』策定にあたっては、学校独自の取組みを中心に数多くの事例を報告いただき、心から感謝いたします。

令和 2 年 1 月

山形県教育委員会  
教育長 菅 間 裕 晃

山形県教育委員会  
教員の働き方改革プロジェクトチーム

# <本書の構成>

## 山形県公立学校における働き方改革プラン【概要】 ～令和2年度の重点取組み～

### 特 集

- 特集① Win-Win な業務精選
- 特集② タイムマネジメント
- 特集③ 地域人材の活用

### 第1章 業務態様別の分類と対応の方向性

第1節 児童生徒の学習活動、学級活動に係る主な日常的業務

第2節 各種会議・各種相談・打合せに係る業務

- 1 校内の会議
- 2 特別支援に係る巡回相談
- 3 校内の小会議・打合せ・教育実習等
- 4 各種団体（PTA、後援会、同窓会、地域団体等）の会議

第3節 各種研修会に係る業務

- 1 外部研修会（教科、校務分掌等）への対応
- 2 校内研修会（学習、生徒指導、進路、校内倫理委員会等）への対応

第4節 日常の定型的な業務

- 1 印刷等の業務
- 2 学習環境の整備
- 3 各種統計・事務的業務

第5節 進路指導の支援業務

第6節 児童生徒の活動支援に係る業務

- 1 児童生徒の教育課程外における諸活動
- 2 各種行事等

第7節 児童生徒対応、苦情・トラブルに係る業務

第8節 校地内巡回・安全指導に係る業務

第9節 学校管理・運営に係る業務

- 1 学校運営全般に係る外部対応業務
- 2 学校運営全般に係る内部業務
- 3 教務関係の業務
- 4 保健関係の業務
- 5 特別支援学校への就学と特別支援に係る教育相談
- 6 文書等の管理

第10節 部活動に係る業務

- 1 日常の活動
- 2 大会参加・休日の活動
- 3 保護者への対応
- 4 事務・会計
- 5 各種外郭団体対応

## **第2章 対応の方向性ごとの分類と具体的方策**

### **第1節 個々の教員が改善意識を持ち、業務の平準化・効率化、組織的な対応により負担の軽減に効果のあった事例**

- 1 日常的な業務の改善
- 2 各種行事に係る業務の改善
- 3 児童生徒・保護者対応業務の改善
- 4 事務的業務の改善
- 5 職員室等の環境の改善

### **第2節 校長による学校マネジメントにより、教員の負担の軽減に効果のあった事例**

- 1 児童生徒の学習活動、学級活動に係る日常業務の改善
- 2 職員会議に係る業務の改善
- 3 小会議、打合せ等に係る業務の改善
- 4 各種研修会に係る業務の改善
- 5 児童生徒の活動支援に係る業務の改善
- 6 保護者、地域住民への対応に係る業務の改善
- 7 部活動に係る業務の改善

### **第3節 外部の協力を得ることにより、教員の働き方に改善が見られた事例**

- 1 P T Aとの連携、P T A行事等に係る業務の改善
- 2 地域行事、地域連携に係る業務の改善

### **第4節 予算措置により、教員の働き方に改善が見られた事例**

- 1 スクール・サポート・スタッフ、校務補助員の配置
- 2 部活動指導員の配置
- 3 タイムレコーダー、留守番電話の設置
- 4 校務支援システム、一斉メールシステムの導入

### 第3章 教育委員会及び校長の勤務管理等における具体的方策

- 1 勤務時間管理に係る取組みで効果のあった事例
- 2 定時退校日に係る取組みで効果のあった事例
- 3 学校閉庁日、休暇の取得促進に係る取組みで効果のあった事例
- 4 環境改善、教職員の健康管理に係る取組みで効果のあった事例
- 5 その他の取組みで効果のあった事例

### 第4章 学校における働き方改革取組み事例まとめ

- 1 事例まとめ（主な取組み事例）
- 2 事例まとめ（参考にした事例）
- 3 実践例
  - (1) 勤務時間外の電話応対
  - (2) 文書等の簡略化
  - (3) デジタル会議
  - (4) 校務支援ソフト
  - (5) スクール・サポート・スタッフ及び校務支援員等の活用
  - (6) その他の取組み

### 資料編

- 1 山形県公立学校における働き方改革プラン（第I期）  
～公立学校教員の勤務時間の上限に関する方針等～（令和元年12月）
- 2 スクール・サポート・スタッフの配置事業
- 3 部活動指導員の配置事業
- 4 山形県における運動部活動の在り方に関する方針（概要）
- 5 山形県における文化部活動の在り方に関する方針（概要）
- 6 地域学校協働活動について
- 7 教員の働き方改革プロジェクトチームについて

# 山形県公立学校における働き方改革【概要】

## ～令和2年度の重点取り組み～

### 働き方改革プランの基本方針と取り組み重点期間

#### 基本方針<sup>※1</sup>

月 45 時間、年 360 時間を超えない<sup>※2</sup>

#### 取り組み重点期間

第 I 期：令和 2 年度～令和 4 年度

※ 1 公立学校教員の在校等時間の超過勤務時間の上限に関する基本方針

※ 2 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情による場合は、1 か月あたり 100 時間未満とし、複数月平均で 80 時間、1 年間あたり 720 時間を超えず、また 45 時間を超える月は 6 月までとする

#### 具体的目標

- ☑ 令和 4 年度末までに複数月平均の超過勤務時間<sup>※3</sup>80 時間を超える教員数 0 人を目指す
  - ☑ 1 人 1 か月あたりの超過勤務時間<sup>※3</sup>を前年度比 20%削減する
  - ☑ 1 人 1 か月あたりの超過勤務時間<sup>※3</sup>が 80 時間を超える教員数を前年度比 40%減とする

※ 3 在校等時間における超過勤務時間

### 令和2年度の重点取り組み

働き方改革プラン（第 I 期）に掲げている 10 本の柱（重点取り組み）に沿った改革を推進しながら、令和 2 年度の最重点課題として、以下の 5 項目に重点的に取り組むこととする

#### ☑ 勤務時間に関する意識啓発と管理の徹底

- ☞ 教員一人一人の勤務時間管理に対する意識啓発と、管理職による教員一人一人の勤務時間の掌握の徹底に取り組む

#### ☑ 教員が担うべき業務の明確化と適正化

- ☞ 「働き方改革の取り組み手引」を参考にしながら、教員の専門性を必要とする業務か否かを明確化し、学校や教員が担うべき業務について、適正化を図る

#### ☑ 適切な部活動運営の推進

- ☞ 県教育委員会が策定した「部活動の在り方に関する方針」に準拠した適切な部活動運営に努め、教員の業務負担軽減に取り組む

#### ☑ 教員の事務負担の軽減

- ☞ 人的支援の拡充、外部人材の積極的活用、校務分掌等の適切な配置、文書事務等の簡素化を図り、教員の事務負担軽減に取り組む

#### ☑ 保護者・地域への周知と地域人材の活用

- ☞ 学校における働き方改革の推進について、保護者・地域に対する理解促進に取り組むとともに、地域人材との協働による学校運営の適切な在り方の検討・実践を進める

# 特集 ①

## ～Win-Win な業務精選～

“日常の業務の見直しや削減”は、学校における働き方改革を進めるにあたって必要なことですが、各校の歴史と伝統の中で受け継がれ、育まれてきた大切な行事や業務を削減していくことは容易ではありません。また、一方の業務を削減したものの、他方の業務負担が過剰となるような見直しでは働き方改革の本来の意義に反してしまいます。

「特集①」では、ちょっとした見直しによって大きな業務負担軽減効果がみられた取り組み事例を紹介します。

### 【 水泳の記録会の開催時期の変更 】

#### 取り組み概要

2学期に実施していた水泳の記録会を1学期末に移した。

#### 取り組みによる効果

- ・夏休み期間中のプール開放の日数を削減（又は中止）することができた。
- ・夏休み明けの体育の授業を落ち着いた環境で行うことができた。
- ・夏休み期間から2学期前半にかけての行事の重複を解消することができた。

### 【 クラス通信の統合 】

#### 取り組み概要

各クラスで独自に作成していたクラス通信を学年で統一した。

#### 取り組みによる効果

- ・クラス担任の負担が軽減された。
  - ・通信の内容を確認し、決裁する管理職の負担が軽減された。
- ※ 紙面上段を学年で統一し、下段をクラス独自の内容にするなどのアレンジもできます！

### 【 会議のペーパーレス化 】

#### 取り組み概要

職員会議をペーパーレス化し、PC上のファイルを開覧しながら実施した。

#### 取り組みによる効果

- ・資料の印刷時間を削減できた。
- ・資料配布や受取り時間を削減できた。
- ・校内 LAN 上に資料保存用のフォルダを作成することにより、資料を探す手間が省けた。

### 【 業務の分担 】

#### 取り組み概要

担任や主任等の業務が過重となる時には、印刷などの分担可能な業務を職員間で負担し合った。

#### 取り組みによる効果

- ・特定の職員の負担感が軽減された。
- ・お互いの仕事状況や児童生徒のことについて話す機会が増えた。
- ・同僚性が高まり、職場の雰囲気良くなった。



# 特集② ～ タイムマネジメント ～

子どもたちのため、つい勤務時間を考えずに仕事をしてしまうのが私たち教師の性といえます。しかし、全人的な教育のため、学校や教師がさまざまな業務を担ってきたことで、教師の超過勤務時間は増え続けてきました。自らのタイムマネジメント力向上と勤務時間を意識した働き方によって時間と心にゆとりをもつことこそ、子どもたちへの豊かな学びの提供につながります。

「特集②」では、タイムマネジメントについての意識啓発につながる事例を紹介します。

### 【 かえるボードの設置 】

#### 取組み概要

日々の退校時間をあらかじめ表示するボードを設置した。

#### 取組みによる効果

- ・ 帰宅時間を意識して仕事をするようになった。
- ・ 遠慮せずに帰宅できるようになった。
- ・ 定時退校を意識する職場の雰囲気が出てきた。
- ・ 帰宅を促す声掛けが増えた。

### 【 会議時間の限定 】

#### 取組み概要

会議全体の時間や個々の提案に要する時間の目安を定めた。

#### 取組みによる効果

- ・ 要点を意識することにより、不要な説明が減った。
- ・ 要点を絞った、分かりやすい資料が増えてきた。
- ・ 時間を意識する職場の雰囲気が高まってきた。

## ～ かえるボードの例 ～

### 例 1

●月◆日 (▲)	●●主任	▲▲先生	◆◆先生	■先生
ケロケロ (定時に帰宅)		😊		
つかエル (19時までに帰宅)				😊
ひっくりカエル (20時までに帰宅)			😊	
しょげカエル (20時以降に帰宅)	😊			

- ◇ 1日ごとの「かえるボード」
- ◇ 毎日の帰宅の目安時間がわかりやすい


### 例 2

	ケロケロ (定時帰宅)	つかエル (19時まで)	ひっくりカエル (20時まで)	しょげカエル (20時以降)
6月3日(月)	主任 (A)	(C)	(B)	(D)
6月4日(火)	(C) (B)	(D) 主任	(A)	
6月5日(水)	(D)	(B) (A)	主任	(C)
6月6日(木)	(C)	(D) (A)	(B)	主任

- ◇ 週ごとの「かえるボード」
- ◇ 特定の先生に過剰な業務負担となっていないかを把握しやすい

# 特集 ③ ～ 地域人材の活用 ～

各校における働き方改革の取組みについて、今年度の報告の中で特徴的だったものが「地域との協働」、「地域人材の活用」でした。学校や教員が担っている業務を軽減していくためには、地域との協働が有効な手立ての一つとなります。しかし、地域（各種団体や個人）との調整を教員が担うのであれば、教員の業務削減にはつながりません。特集③では、校外の「コーディネーター」や「地域学校協働活動推進員」との連携がうまく行われ、地域との協働が有効的に進められている学校の取組みについて、各教育事務所から報告いただいた事例の一部を紹介します。

《長井市の小学校の事例》 

【コーディネーター】  
◇ 元小学校／中学校教員  
※ 学校の実情をよく理解されているため、安心してお願いできる。

【コーディネート業務】  
◇ 講師とのやり取り全般

- ・地域人材への協力依頼
- ・日程調整
- ・依頼状の作成や送付
- ・地域からの依頼への対応
- ・お礼状のとりまとめ

《各地区地域学校協働本部の活動》

- ・登下校の安全確保
- ・環境整備（樹木剪定、花壇づくり）
- ・読書活動支援（貸出補助、読み聞かせ）
- ・学習支援（体験学習、校外学習、調理実習ほか）
- ・部活動支援

《Topic》…「朝日てづね-た-クラブ」だより(抜粋)

- ・広報無線を活用して、草むしり等を協力依頼（通常は老人クラブを介しての案内や参加取りまとめ）

☞「放送聞いてきた～」と10人の「てづね-た-（ボランティア）」が参加してくださった。

